

「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和2年12月23日 ～ 令和3年1月21日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （1項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 今後のごみ量の目標値（P.42 及び P.43）を立てるにあたって、コロナ禍の影響を反映するため、直近の状況も加味すべきではないか。	1人1日当たりの家庭ごみ排出量（P.42 記載）については、コロナ禍における生活様式の変化などに伴い増加する見込みです。一方、事業系ごみ排出量（P.43 記載）については、コロナ禍の影響における事業活動の縮小などに伴い減少する見込みです。 なお、令和3年度以降のコロナ禍の影響を見通すことは困難なため、42ページ（図3-31）、43ページ（図3-32）にそれぞれ直近（令和2年度）の推計値を明示いたします。	A

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。